

# 令和4年 第12回 委員会議題

令和4年7月10日

## 1 議案

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 選挙人名簿から抹消する者について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日

福岡市西区選挙管理委員会  
委員長 川 口 晴 義

## 専決第7号

### 参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における西区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月9日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理由)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第施行令第24条第1項及び第4項の規定による。

---

#### ○地方自治法施行令

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

#### ○公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

## 専決第8号

### 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における西区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和4年7月9日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理由)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

○地方自治法施行令

第一百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○公職選挙法

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第46号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年7月10日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 491人      |
|   | 内訳 死亡者    | 157人      |
|   | 市外転出者     | 334人      |
|   | 誤載者       | 0人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年7月10日 |

(理 由)

公職選挙法第28条の規定による。(青②)

(参 考)

抹消の基準日 令和4年7月10日

1 死亡者

令和4年6月21日から令和4年7月9日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年2月21日から令和4年3月9日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	88	69	157
転 出 者	190	144	334
誤 載 者	0	0	0
計	278	213	491